2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県都留市朝日馬場字高橋二〇〇五から二〇一〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年六月八日

経済産業大臣　枝野　幸男

名　称	主たる事務所の所在地	登録年月日
株式会社戸川電工	岡山県倉敷市帯高六三三番地の三	平成二十四年五月二十八日

○農林水産省告示第千五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市国府町上地字森谷八四八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町小平字上間瀬一九八二の一〇、一九八四の五、一九九二の五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年六月八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区大原小出石町五八一の四、五八五の三、五八八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第六百八十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成九年四月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　栃木県宇都宮市野高谷町、刈沼町、板戸町、道場宿町及び満美穴町の各一部

四　土地区画整理事業の名称　宇都宮都市計画事業宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業

五　事務所の所在地　栃木県宇都宮市東宿郷二丁目四番三号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成九年四月十五日

七　事業施行期間の変更　平成九年四月十五日から平成三十年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十四年六月八日

○国土交通省告示第六百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道30号改築工事（当新田拡幅・岡山県岡山市南区当新田字三ノ坪地内から同区当新田字三ノ砂田東地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　岡山県岡山市南区当新田字三ノ坪、字四ノ引タレ南及び字三ノ砂田東地内

2　使用の部分　岡山県岡山市南区当新田字三ノ坪、字四ノ引タレ南及び字三ノ砂田東地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市南区泉田字下川田地内から同区当新田字三番前地内までの延長660mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道30号改築工事（当新田拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道30号（以下「本路線」という。）は、岡山市を起点とし、玉野市等を経て高松市に至る延長約97kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、岡山市の中心市街地と郊外の住宅地を結ぶ地域住民の生活道路であるが、本件区間に6箇所ある交差点のうち3箇所で右折車線が設置されておらず、また、バス停車帯が整備されていないことから、本線に車両が滞留し、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、岡山市南区当新田地内で46,151台／日であり、混雑度は1.66となっているほか、平成21年7月に起業者が実施した渋滞調査によると、笹ヶ瀬橋交差点を先頭に岡山市方面へ向かう最大渋滞長1,450mが確認されている。